第七款　雇用環境・均等局

（削る）

（労働紛争処理業務室並びに雇用環境・均等企画官並びに雇用環境・均等監察官及び主任雇用環境・均等監察官）

第四十九条　総務課に、労働紛争処理業務室並びに雇用環境・均等企画官一人並びに雇用環境・均等監察官二人及び主任雇用環境・均等監察官一人を置く。

2　労働紛争処理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

二　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関する事務の調整に関すること。

3　労働紛争処理業務室に、室長を置く。

4　雇用環境・均等企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

5　雇用環境・均等監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。

6　主任雇用環境・均等監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び雇用環境・均等監察官の行う事務の調整に当たる。

（ハラスメント防止対策室）

第五十条　雇用機会均等課に、ハラスメント防止対策室を置く。

2　ハラスメント防止対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職場における性的な言動に起因する問題に関すること。

二　職場における労働者の就業環境が害される言動に起因する問題に関すること。

3　ハラスメント防止対策室に、室長を置く。

（多様な働き方推進室）

第五十一条　有期・短時間労働課に、多様な働き方推進室を置く。

2　多様な働き方推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　期間の定めのある労働契約を締結している労働者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者との均衡のとれた待遇の確保に関する政策の企画及び立案に関すること。

二　短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保に関する政策の企画及び立案に関すること。

3　多様な働き方推進室に、室長を置く。

第七款　職業能力開発局

（基盤整備室）

第四十八条の二　総務課に、基盤整備室を置く。

2　基盤整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働市場における職業能力の開発及び向上に関する基盤の整備状況の調査及び分析に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　職業能力の開発及び向上に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務の総括に関すること。

3　基盤整備室に、室長を置く。

（訓練企画室並びに就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官及び主任職業能力開発指導官）

第四十九条　能力開発課に、訓練企画室並びに就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人及び主任職業能力開発指導官一人を置く。

2　訓練企画室は、次に掲げる事務（障害者に対する職業訓練に係るもの及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に係る計画に関すること。

二　前号の計画に関する訓練の実施及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

3　訓練企画室に、室長を置く。

4　就労支援訓練企画官は、命を受けて、職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

5　職業能力開発指導官は、命を受けて、職業能力の開発及び向上に関する専門的及び技術的な事項についての指導及び援助に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）を行う。

6　主任職業能力開発指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び職業能力開発指導官の行う事務の調整に当たる。

（企業内人材育成支援室及び職業能力形成システム企画官）

第五十条　キャリア形成支援課に、企業内人材育成支援室及び職業能力形成システム企画官一人を置く。

2　企業内人材育成支援室は、事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進に関する事務（能力開発課及び能力評価課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　企業内人材育成支援室に、室長を置く。

4　職業能力形成システム企画官は、命を受けて、職業能力形成システムに関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（職業能力検定官及び主任職業能力検定官）

第五十一条　能力評価課に、職業能力検定官七人及び主任職業能力検定官一人を置く。

2　職業能力検定官は、命を受けて、職業能力検定についての専門的及び技術的な事項に関する事務を行う。

3　主任職業能力検定官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び職業能力検定官の行う事務の調整に当たる。